

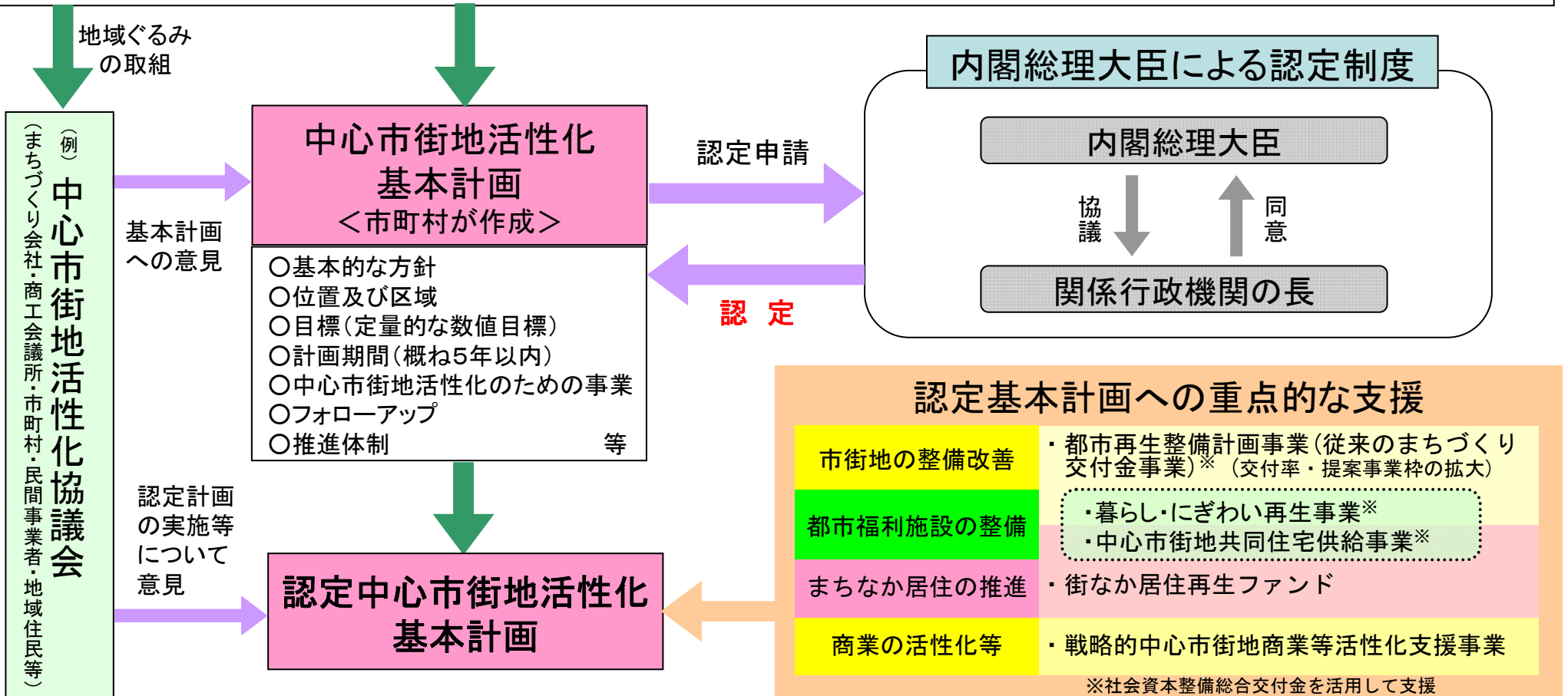
(資料1) 中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定



中心市街地活性化に関する認定及び相談状況

(平成22年6月現在)

○認定状況

- ・ 97市、100件の基本計画を認定済。

平成19年2月8日	2件	富山県富山市、青森県青森市
5月28日	11件	岩手県久慈市、石川県金沢市、岐阜県岐阜市、広島県府中市、山口県山口市、香川県高松市、熊本県熊本市、熊本県八代市、大分県豊後高田市、長野県長野市、宮崎県宮崎市
8月27日	5件	北海道帯広市、北海道砂川市、千葉県千葉市、静岡県浜松市、和歌山県和歌山市
11月30日	5件	青森県三沢市、富山県高岡市、福井県福井市、福井県越前市、鳥取県鳥取市
12月25日	1件	鹿児島県鹿児島市
平成20年3月12日	8件	北海道滝川市、千葉県柏市、新潟県新潟市、静岡県藤枝市、兵庫県宝塚市、福岡県久留米市、宮崎県日向市、奈良県奈良市
7月9日	22件	北海道小樽市、青森県弘前市、青森県八戸市、岩手県盛岡市、秋田県秋田市、山形県鶴岡市、福井県大野市、長野県飯田市、岐阜県中津川市、愛知県豊田市、滋賀県大津市、兵庫県神戸市(新長田地区)、兵庫県尼崎市、兵庫県伊丹市、島根県松江市、愛媛県西条市、高知県四万十市、福岡県北九州市(小倉地区)、福岡県北九州市(黒崎地区)、長崎県諫早市、大分県大分市、大分県別府市
11月11日	13件	三重県伊賀市、北海道岩見沢市、北海道富良野市、山形県山形市、栃木県大田原市、群馬県高崎市、新潟県長岡市、新潟県上越市(高田地区)、山梨県甲府市、長野県塩尻市、鳥取県米子市、愛媛県松山市、熊本県山鹿市
平成21年3月27日	10件	岩手県遠野市、福島県白河市、静岡県静岡市(静岡地区)、静岡県静岡市(清水地区)、静岡県掛川市、愛知県名古屋市、滋賀県守山市、兵庫県丹波市、和歌山県田辺市、山形県酒田市
6月30日	6件	北海道稚内市、埼玉県川越市、愛知県豊橋市、滋賀県長浜市、福岡県直方市、佐賀県小城市
12月7日	9件	茨城県石岡市、福井県敦賀市、岐阜県大垣市、静岡県沼津市、大阪府高槻市、兵庫県姫路市、山口県下関市、長崎県大村市、熊本県植木町(植木町は平成22年3月23日に熊本市と合併)
平成22年3月23日	8件	青森県十和田市、宮城県石巻市、福島県福島市、長野県上田市、岡山県倉敷市、佐賀県唐津市、大分県佐伯市、沖縄県沖縄市

○相談状況

- ・ 上記以外に、現在約40の自治体が事前相談に来訪。